

# 消費生活センターについて知ろう

## 消費生活相談とは!

消費生活相談員が相談者の状況を聴き取り、相談者の状況に応じて解決に向けた助言やあっせん（事業者との交渉のお手伝い）を行います。



## こんな相談を受け付けています!

### ※消費者と事業者とのトラブル

- 契約・商品購入のトラブル（訪問販売・電話勧誘販売）
- 多重債務（借金）
- 詐欺被害
- その他消費生活に関すること

## 相談業務以外にも、消費者トラブル防止に向けた取り組みを行っています!

### 出前講座

悪質商法や詐欺被害防止のため、市民（消費者）から要望を受け、消費生活相談員が地区の公民館等に出向き講座を行っています。

### 授業支援

若年層への消費者教育のため、消費生活相談員が市内中学校に出向き授業を行っています。

### 自動通話録音装置の貸与

65歳以上の高齢者の世帯に対し、電話勧誘や振り込め詐欺などに効果がある自動通話録音装置を貸し出しています。※台数に限りがあります。



トラブルや相談については、**平戸市消費生活センター** にお問い合わせください。

平戸市役所市民課①番窓口 ☎ 0950-22-9122（直通）  
受付時間：月～金曜日（祝祭日除く） 午前9時～午後4時  
※令和2年4月以降は、午前8時30分～午後5時となります。  
※土日・祝祭日は、**消費者ホットライン188（局番なし）** 受付時間：午前10時～午後4時

